

文化審議会著作権分科会における検討状況

平成25年12月4日

1. 電子書籍に対応した出版権の整備に関する検討状況

- 本年5月より、出版関連小委員会（以下「出版小委」という。）において検討を開始し、9月に、「電子書籍に対応した出版権」を整備することを内容とする中間まとめをとりまとめた。（概要は以下のとおり。）

【趣 旨】	電子書籍の流通と利用促進、効果的な海賊版対策
【性 質】	著作権者との契約により設定
【主 体】	電子出版することを引き受ける者（電子出版のみ行う者を含む）
【客 体】	電子書籍（現行法で対象となっている文書又は図画に相当するもの）
【権利内容】	複製権及び公衆送信権 ⇒ <u>独占的に電子配信することができる。</u> <u>ネット上の海賊版に出版者が自ら差止請求ができる。</u>
【義 務】	一定期間内に電子出版する義務、 慣行に従い継続して電子出版する義務
【消滅請求】	義務違反の場合等に、著作権者（著作者）から消滅請求を認める
【その他】	著作権者の承諾を得て、出版者は第三者に配信許諾可

- 中間まとめについて9月27日から10月26日まで意見募集を実施し、11月25日の出版小委においては、意見募集の結果を踏まえ、さらに議論を行った。主な論点である「紙の出版と電子出版の権利の一体的設定の是非」についての議論の概要は以下のとおりである。

<一体的設定に積極的な意見>

- ◆ 企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスを引き受ける 出版者の社会的役割は、紙と電子を分けて考えることはできない。
また、電子出版の97%が紙と同一の出版者により行われている実態がある。
出版物の流通が最大となるようにする観点から、一体として考えるべき。
著作者の一体化への不安に対して、出版界としては、著作者団体と話し合いながら、契約ガイドラインの作成や契約を巡る紛争処理のための仲裁機関を設けることも検討している。（日本書籍出版協会）
- ◆ 海賊版対策への実効性という観点から、一体型によることが望ましい。（日本印刷産業連合会）
- ◆ 出版者が果たしてきた役割等に鑑み、一体とした方がよいと思うが、フェアな契約習慣を作らないといけない。（日本写真著作権協会）

- ◆ 出版という社会的経済活動が、従前の紙のみから現在紙と電子の双方で行われるようになってきていることから、著作権という広い概念の中に紙と電子の2つの権利があると構成することも考えられる。（有識者）

<一体的設定に消極的な意見>

- ◆ 著作権の構成からすれば、利用する形態が違うものを一緒にしない方がよい。紙と電子は性格が異なるため物権的な権利としての一体化は困難。一体的設定は契約により実現されるべきものであり、当事者間の信頼関係が重要。（有識者）
- ◆ 著作権者が判断の主体となって設定でき、シンプルで理解しやすい契約書が作れること等から、紙と電子の権利は別個であることを要望。著作権の一体化を望むのであれば、同時に電子出版に関する契約慣行の整備に取り組むべき。（日本美術著作権連合）
- ◆ 一体化についてはよく分からないところがあり明確化が必要。
3000～4000社の出版社にあまねく電子出版の義務を課すことは無理があること、電子のみで出版する事業者を含む新規参入も促進し、既存の出版社とともに電子書籍市場を拡大していくことが重要であること等の観点を考慮することが必要。
別建ての権利であったとしても、紙と電子の両方の設定はできるため、権利の分断ではない。（日本経済団体連合会）
- ◆ 契約上立場の弱い著作者に配慮した制度とするべき。（主婦連合会）

<一体的設定の具体的内容を明確にすべきとの意見>

- ◆ 一体的設定の是非を抽象的に論じるのではなく、著作権者・出版者の具体的な権利義務の内容から考えることが必要。（有識者）
 - ・ 紙の出版と電子出版の両方の権利の設定を受ける場合、紙の出版と電子出版の両方の義務を負うべきか。
→ 紙の出版と電子出版の両方の義務を負うべき。（有識者）
 - ・ 一体的な権利とする場合、「著作権を設定する」という契約の場合の権利の内容について、紙の出版と電子出版の両方を含むとの推定が働くか。
→ 一体的な権利とする場合であっても、当然に紙の出版の権利も電子出版の権利も含むのではなく、設定を受ける権利の内容について明示の合意が必要であるべき。（有識者）
 - ・ 紙の出版と電子出版のいずれか一方について義務違反があった場合、その両者を消滅させる制度が必要か。
→ 義務違反の場合の著作権者からの消滅請求の範囲については、義務違反に対応する権利のみとするべき。（有識者）
 - ・ 法改正前に設定された現行著作権について、法改正により電子出版の権利も当然に含むとするのか。
→ 法改正により電子出版の権利も当然に含まれるとするべきではない。（有識者）

- 今後は、12月下旬に出版小委を開催し、最終とりまとめに向けて検討を行う予定である。

2. クラウドサービス等と著作権に関する検討状況

- 本年6月より、法制・基本問題小委員会（以下「法基小委」という。）において検討を行っており、8月の関係者ヒアリング結果等を踏まえ、例えば 以下のような論点について議論が行われている ところである。

(1) クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体について

法基小委における関係者ヒアリングでは、少なくとも利用者がコンテンツを自らサーバーのクローズドな領域に格納し、私的使用の範囲でのみ楽しむ場合であって、事業者が格納されたコンテンツの内容について知らないという場合であれば、基本的に利用者による複製であると整理できるのではないかといった意見等が示されている。

一方、ロッカー型サービスに共有機能がある場合には、著作物の利用は私的使用にとどまらない範囲に広がっており、インターネット上での権利侵害等が蔓延している大きな要素であるとの意見も示されている。

なお、著作物の利用行為主体については、利用行為主体を規範的に評価して事業者を行為主体と認定する複数の裁判例があり、これらの裁判例の解釈や射程を巡り、従前から議論されているところである。

(2) クラウドサービスと「私的使用目的の複製」との関係について

※ 著作権法上、私的利用目的の複製については、著作権者の許諾なく行うことができるが、当該複製が公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（以下「公衆用設置自動複製機器」）に該当する場合には、私的利用目的の複製であっても、著作権者の許諾が必要となる（第30条第1項第1号）。

法基小委の関係者ヒアリングでは、クラウドサービスに提供されるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当する可能性があるとする指摘があった一方で、立法当時の目的からみて、公衆用設置自動複製機器はサーバーを想定した規定ではないことは明らかであり、公衆用設置自動複製機器にサーバーが該当しないことを解釈で示せばよいのではないかといった意見も出されている。

(3) 権利者への適切な対価の還元について

法基小委における議論では、今後、私的使用目的の複製に関する見直し等を検討する際には、一定の場合には権利制限と合わせて補償金の支払いを課すことによってバランスを取ることが検討されてしかるべきとの意見や、クラウドサービスの進歩に伴って利用者の利便性も増してゆくのであれば、権利者への補償の必要性も拡大していくのではないかとの意見が示されている。

- 法基小委における議論の結果、上記の課題に対する検討を深めるためには、より専門的かつ集中的な検討体制を整えることが必要であるとの意見が出されたため、本年11月、法基小委の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」が設置され、今後は同ワーキングチームにおいて検討を進めることとしている。

3. 裁定制度の在り方等に関する検討状況

- 本年9月より、法基小委において検討を行っており、主な議論としては、公共（非営利）目的での権利者不明著作物の利用の要請と、営利目的での権利者不明著作物の利用の要請では制度の作り方も異なってくるのではないかとの意見や、現行の裁定制度をどのように見直していくかという点と同時に、諸外国における制度や動向等も踏まえ、新たな制度の構築といった点についても考えていくべきではないかといった意見等が出された。
- 11月には、国会図書館やNHK等、主に裁定制度を利用している団体等の関係者に対するヒアリングを実施し、「相当な努力」の要件や、制度を利用する際に供託する補償金の在り方、再裁定における手続き等、現行の裁定制度についての課題が示されたところである。
- 今後は、上記の意見も踏まえながら、法基小委において更に議論を進めていく予定である。

(以 上)